

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年2月5日開催 全国信用組合中央協会]

### 1. 大雪による災害に対する金融上の措置について

- 昨年12月及び本年1月の大雪による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、新潟県、秋田県、福井県、富山県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、関東財務局、東北財務局、北陸財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

### 2. 緊急事態宣言を踏まえた事業者支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1月7日、緊急事態宣言が発出され、13日には対象区域が拡大されたところ。また今月2日には、緊急事態宣言が延長された。
- 緊急事態宣言を踏まえて、7日に、金融担当大臣より、緊急事態宣言下での金融機関の対顧客業務について、緊急事態宣言対象区域に限らず、感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、店舗を開いて、事業者の資金繰り支援をはじめとした必要な業務を継続するよう要請させていただきました。金融機関においては、こうした大変な状況下であるが、引き続き、感染拡大防止と必要業務の継続に努めていただくよう宜しくお願いしたい。
- これまで金融機関においては、事業者支援等に多大なご協力をいただいていたところであるが、Go To キャンペーンの一時停止や緊急事態宣言の発出などの影響を直接に受ける事業者や、これら事業者に納入する事業者の売上減など、様々な影響が懸念されることから、昨年12月17日及び本年1月19日に、大臣名で資金繰り支援等に係る要請をさせていただきましたところ。また、緊急事態

宣言が延長されたことや資金需要の高まる年度末を迎えること等を踏まえ、本日、改めて要請をさせていただく予定。

○ こうした要請を十分に踏まえ、

- ・ 顧客からの相談への丁寧な対応、
- ・ 新規融資の積極的な実施や条件変更の柔軟な対応、
- ・ 特に、飲食業者やホテル・旅館、レジャー施設、テナントビル等の事業者や当該施設のオーナー等の関係者に対する資金繰り支援に係る最大限柔軟な対応、
- ・ 融資上限額が拡大された「実質無利子・無担保融資」の積極的な活用や据置期間・返済期間の延長の提案、
- ・ 資本性劣後ローン等も活用した本業支援、

など、顧客の事情・ニーズに合った支援策を適時・適切に講じるよう努めていただきたい。

○ 経営改善・事業再生支援等を行う際には、顧客ニーズに応じて、REVIC の事業再生の枠組みや復興支援ファンドの活用等もご検討いただきたい。

○ 地域における小規模・零細事業者の中心的な支え手である信用組合や信用金庫において、コロナ禍により先行きを見通しづらい中であって、どのような考えの下、具体的にどのような手法・ツールを活用しながら、事業者の本業支援に取り組まれているのか、ヒアリングを通じて把握を進めている。参考となるような事例は、早め早めに情報共有していきたい。

○ 本業支援に関しては、1月28日、中小企業庁やよろず支援拠点、事業引継ぎ支援センター等の協力の下、具体的な活用事例も交えた外部支援メニューの説明会を実施。こうした機会も活用し、引き続き、事業者に対する積極的な支援をお願いしたい。

### 3. 経営者保証に依存しない融資の促進について

○ 令和2年4月1日に適用を開始した、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドラインの特則」も踏まえ、経営者保証に依存しない融資の促

進に一層取り組んでいただいている。

- ご尽力の結果、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続している。
- 一方、昨年は、金融機関によっては、「実質無利子・無担保融資」をはじめとした信用保証協会の保証付融資の増加が、無保証融資割合の改善につながったと考えられることから、来年度以降、保証付融資以外の融資（プロパー融資）も含め、引き続き、無保証融資割合等の改善に努めていただきたい。
- 金融庁としても、昨年12月の全国信用保証協会等代表者会合において、赤澤副大臣から、経営者保証に依存しない融資の一層の促進についてご協力をお願いしているところ、引き続き、信用保証協会における対応を含め、中小企業庁等と連携しながら対応していきたい。

#### 4. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」について

- 金融庁では、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において、事業継続を支えられる望ましい融資・再生実務のあり方について検討を進め、昨年12月25日に、事業全体に対する担保権の導入に向けた論点を整理し、公表している。
- 論点整理で示された新しい担保権については、既存の実務を否定したり、一律の活用を求めたりするものではなく、あくまで、各金融機関が事業そのものを評価して融資を行っていくにあたっての、新たな選択肢として検討しているものである。
- 今後、法務省・法制審議会への問題提起などを通じて、法改正の議論に貢献していきたい。

#### 5. ノウハウ共有プロジェクトについて

- 金融庁では、金融機関による事業者支援の環境整備・側面支援として、地域や組織を越えて事業者支援のノウハウや知見が共有されるための取組みを支援

していくこととしており、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と連携して創設する、事業者支援ノウハウ共有サイトについて、トライアルに参加いただける金融機関を、先月 22 日まで公募させていただいた。

- この結果、45 機関 122 名の応募、信用組合では計 3 機関 10 名の参加表明をいただき、大変感謝申し上げます。事業者支援ノウハウ共有サイトについては、今月から 3 月までのトライアル期間を経て、今春に本格稼働を予定しており、活用しやすいものにしていきたい。
- 金融庁として、実務的な知見やノウハウの共有が、現場の職員の方の事業者支援への実践につながるよう支援してまいりたいと考えており、引き続き連携をお願いしたい。

#### 6. 引当についての金融庁の相談受付窓口について

- 各金融機関においては、現在、年度末の決算に向けた対応を進めていると承知しているが、検査マニュアル廃止の趣旨も踏まえ、融資方針やポートフォリオの特性、コロナの影響等を考慮した引当方法について、独自に模索されている金融機関も増えていると認識している。
- 他方で、こうした金融機関からは、会計監査人などと協議をする中で、様々な悩みや課題が生じている、といった意見も聞かれている。
- 金融庁では、こうした具体的な悩みや課題を、公認会計士協会や日本銀行と連携して解消していくため、令和元年 12 月、検査マニュアルを廃止した際に、併せて当庁に相談窓口を設置しているところ。是非こうした窓口もご活用いただきたいと考えている。
- なお、相談窓口を案内しているページでは、公認会計士協会や日本銀行とも協議しやすいよう、相談用のフォーマットも併せて公表しているが、これを金融機関で全て埋めてからでないかと相談できないというものではないので、まずは、金融庁、あるいは最寄りの財務局に、お気軽にご相談いただければ幸い。

## 7. ドコモ口座等を通じた不正出金事案を踏まえた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案等について

- 昨年12月25日、ドコモ口座等を通じた不正出金事案を受け、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案のパブリックコメントを開始した。各金融機関からもコメントやご意見をいただいた。ご協力に感謝したい。
- 改正案では、資金移動業者等が提供する決済サービスと預金口座とを連携する際における、連携先と協力したサービス全体のリスク評価の実施、連携時における実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの不正防止策の実施、補償方針の策定・周知、相談態勢の整備等について求めており、パブリックコメント実施期間終了後、寄せられたコメントを踏まえた調整を行った上で、速やかに施行したいと考えている。
- 信用組合においては、協会及び連合会を中心に、全国銀行協会策定の「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を踏まえ、既にその対応に取り組んでいただいていると認識。今後、新たなサービスの提供時や、サービスの再開時には、資金移動業者等とも十分に連携の上、その内容を踏まえた対応を着実に履行していただきたい。
- また、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、当該軽減策の評価・見直しからなるPDCAサイクルを回していくことも重要であると考えており、顧客利便性の向上及びセキュリティの確保といった観点を踏まえ、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

## 8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 昨年12月11日に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、1月22日までパブリックコメントを実施した。2月中にガイドラインを改正するほか、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3月末を目途にFAQを公表予定である。
- また、本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、本年3月

末時点の取引等実態に関する定量・定性情報について、5月下旬までに報告いただく予定。なお、ガイドライン改正を踏まえた報告様式の変更等について検討中である。

- FATF による「第4次対日相互審査」については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本年2月に予定されていた結果に関する議論を更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表した。
- 各金融機関には、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理など、リスクベース・アプローチに基づく一層の取組みを期待する。

#### 9. 書面・押印・対面手続の見直しについて

- 令和2年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会にも議論に参加いただき感謝申し上げます。
- 昨年12月に論点整理の取りまとめを行ったところ、信用組合においても、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただきたい。

#### 10. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。
- 更に、昨年12月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しており、その普及へのご協力をお願いしたい。

## 11. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- デジタル改革関連法案の一環として、
    - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み、
    - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み、
- 等の創設に向けた所要の法律案が、内閣官房から今国会に提出される予定。

## 12. サステナブルファイナンス有識者会議の設置について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であり、そのための課題や対応策を検討するため、有識者会議を設置し、1月21日に第1回会合を開催した。
- 今後、有識者会議では①金融機関によるサステナブルファイナンスの推進、②金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供、③企業による気候関連開示の充実、等のテーマについて検討していく。

## 13. TPP11、RCEP等を見据えた我が国企業への支援について

- わが国における通商交渉においては、近年、①2018年12月にTPP(TPP11)、②2019年2月に日EU・EPA、③2020年1月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定、さらに今般④日英EPAが発効し、⑤2020年11月にRCEP(地域的な包括的経済連携)が署名される等、大きな進展があった。
- このような進展を受け、政府全体として、本邦企業の海外進出や国内産業の競争力強化等を図るため、「総合的なTPP等関連政策大綱」を2020年12月8日に改訂。
- 金融機関におかれては、事業者が期待する支援ニーズを的確に把握し、必要に応じ、公的機関等とも連携しながら、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者を適切に後押ししていただきたい。

(以上)